

# 一般廃棄物処理基本計画 (第2次) 概要版

## 【計画策定の趣旨】

本市では、「第1次伊豆市総合計画後期基本計画」を平成22年度にまとめ、これからも住み続けたいと思えるようなまちづくりを求めて、将来像を「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」とし、その実現を目指しています。

廃棄物の処理については、平成18年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。合併前に異なっていた分別区分や排出方法の統一化、収集品目や収集回数の見直し、平成22年度より燃やせるごみ、粗大ごみを対象に有料化を実施してきました。策定から5年が経過するなか、資源物及び廃棄物を取り巻く社会情勢が変化しており、経済の動き、人口減少や高齢化の進行、地球環境や資源エネルギー問題など、時勢を捉えた柔軟な対応が求められています。市民・事業者・行政が連携し、共に行動することによって、人と環境にやさしい循環型社会の形成を推進する必要があります。また、ごみ処理の効率化・合理化を目指し、ごみ処理の広域化の実現をはかるため、伊豆の国市と新ごみ処理施設の整備を推進しているところです。

一方、水環境の保全については、生活排水による河川への負荷を軽減するため、より一層、下水道等及び合併浄化槽の整備、普及を推進していかなければなりません。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っているし尿処理施設については、処理水質の変化とともに老朽化による処理能力の低下が著しく、可能な限り早期に施設を更新する必要があります。

こうした課題を考慮し、解決へ向けた取組みを強化するため、一般廃棄物処理計画を見直すものです。

平成24年3月

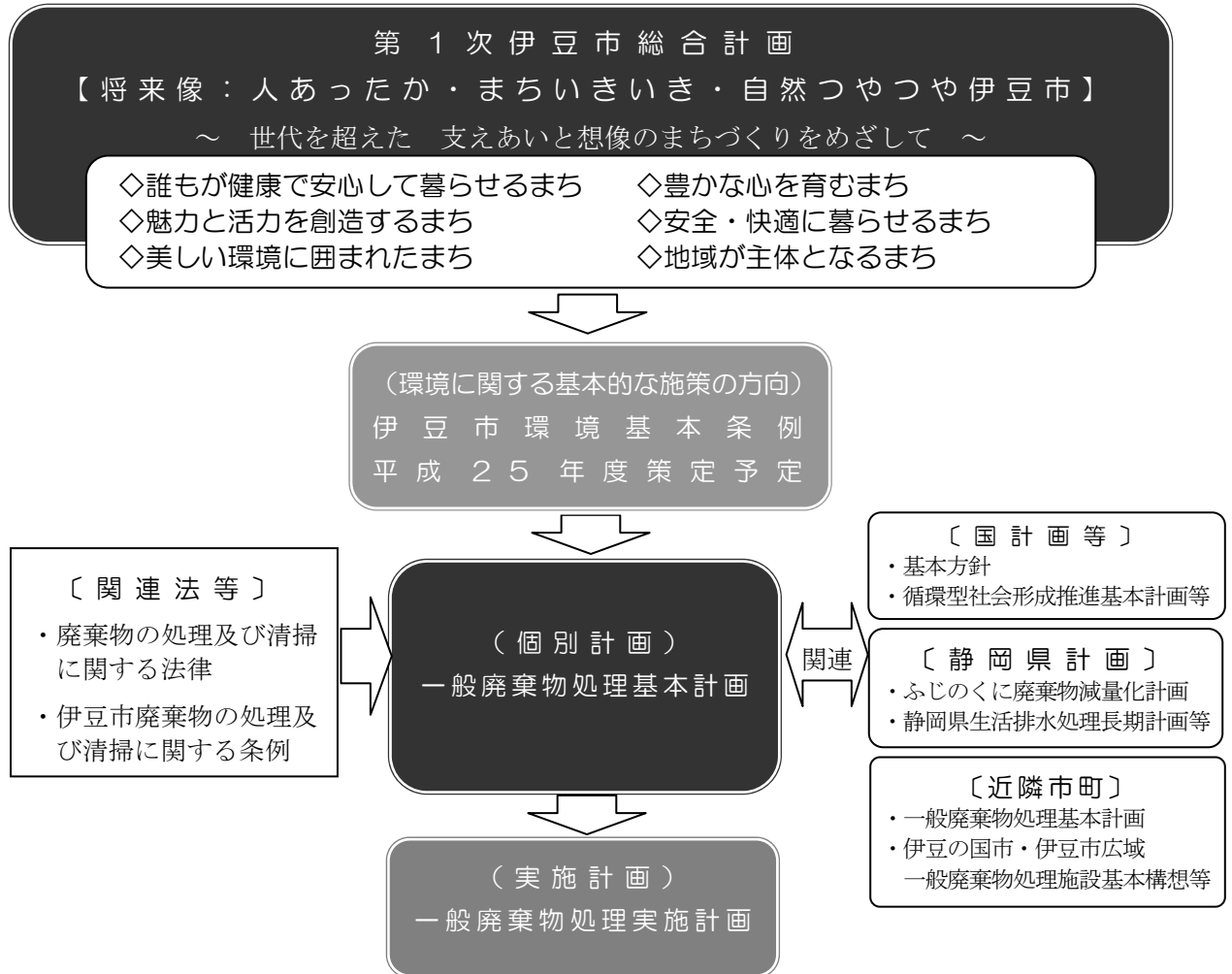


伊 豆 市

# 第1章 基本的事項

## 1-1 計画の位置づけ

本計画の位置づけを次に示します。



1-1-1 本計画の位置づけ

## 1-2 計画目標年度

本計画は、初年度を平成24年度、目標年度を平成33年度、計画期間を10年間とします。

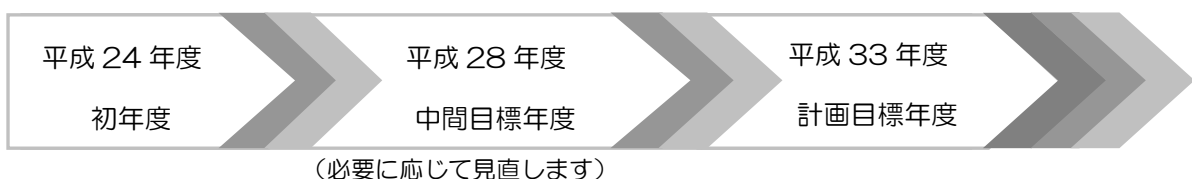


図1-2-1 計画目標年度

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 2-1 課題の整理

#### 課題1 ごみ排出抑制を推進する

本市のごみ排出量及び原単位は、減少傾向を示していますが平成21年度の原単位1,004g/人・日は、国（994g/人・日）を上回り、県（1,012g/人・日）を下回っています。さらに類似自治体の平均値1,117g/人・日を下回っています。

現状にとどまることなく、ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、資源化を喚起していくことが課題となります。

#### 課題2 ごみの資源化を推進する

本市の平成21年度のリサイクル率は、25.1%となっており、国平均(20.5%)、県平均(21.6%)、類似自治体平均(21.2%)を上回っています。しかし、本市の平成22年度実績は、23.4%に減少しています。今後、さらなるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図る取り組みが必要です。

#### 課題3 事業系ごみ対策を推進する

本市のごみの特徴として、事業系ごみの占める割合が高く(40%)、ごみ排出量に占める割合は、国平均(29%)、県平均(27%)、類似団体平均(31%)を上回っています。こうしたことから、原単位が高い要因として事業系ごみの影響が考えられます。

事業系ごみは排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、事業系ごみの発生抑制・減量化の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題となっています。

#### **課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う**

ごみ排出量（集団回収量を除く）の約75%を可燃ごみが占めています。その中でも、清掃センターのごみの種類組成（平成21年度～平成22年度までの平均値）は、紙・布が53.1%、厨芥類が22.9%、土肥戸田衛生センターのごみの種類組成（平成21年度～平成22年度までの平均値）は、紙・布が37.8%、厨芥類が37.8%となっており、可燃ごみには、紙・布類、厨芥物類が非常に多く含まれています。

処分量を削減し、リサイクル率の向上を図るために、排出段階における資源ごみの分別徹底を推進する必要があります。

#### **課題5 安全で安定した広域処理を行う**

安全かつ安定した処理を継続するために、本市において可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

また、本市では燃やせるごみは2施設で処理しており、施設の老朽化が進んでいます。エネルギー回収、温暖化防止対策など、効率的な処理のためにも施設の集約化等の検討が必要です。また、隣接する伊豆の国市においても焼却処理施設の老朽化がみられることから、両市の既設の焼却施設を統合し、広域での共同処理を行う準備を進めています。

#### **課題6 処分量の削減を推進する**

残渣類の処分は、柿木一般廃棄物最終処分場、年川一般廃棄物最終処分場及び民間の最終処分場で行っています。ごみの減量化、資源化を推進し、処分量を削減することにより、既存最終処分場を延命化する必要があります。

## 2-2 ごみ処理基本方針

### 2-2-1 基本理念

ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そこで、本計画では、環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムをつくり上げていくものとします。

#### <<基本理念>>

環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成

### 2-2-2 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：“もの”の発生及び排出抑制の推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

方針2：循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

方針3：適正処理の確保

対応する課題： 課題4 課題5 課題6

方針4：環境学習・啓発活動の推進

対応する課題： 課題1 ~ 課題6

方針5：環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

対応する課題： 課題5

## 2-2-3 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。



図 2-2-1 市民・事業者・行政の役割

## 2-2-4 達成目標の設定

### 1) 減量化目標

#### 減量化目標

平成22年度実績 938g/人・日 に対して、  
平成28年度までに 917g/人・日 以下（約2%減）とすることを目指します。  
平成33年度までに 900g/人・日 以下（約4%減）とすることを目指します。

## 2) リサイクル率の目標

**リサイクル率の目標**

平成22年度実績 23%  
 平成28年度に26%以上とすることを目標します。  
 平成33年度に35%以上とすることを目標します。

## 3) 最終処分量の削減目標

**最終処分量の削減目標**

平成22年度実績 1,356 t に対して、  
 平成28年度までに1,218 t 以下（約10%減）とすることを目標します。  
 平成33年度までに 417 t 以下（約69%減）とすることを目標します。

## 4) ごみ排出量の見通し

減量目標達成時のごみ排出量は、平成28年度に11,131t、平成33年度に10,370t となり、平成22年度と比較してそれぞれ約7%、約14%の減少が見込まれます。

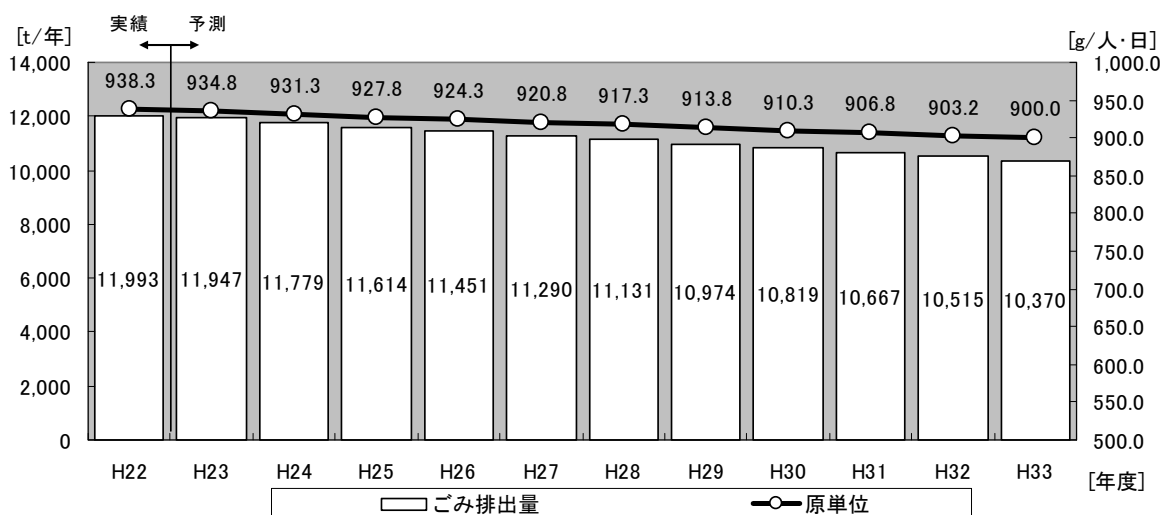


図 2-2-2 ごみ排出量の見通し

## 5) 資源化量の見通し

分別資源回収、集団回収を継続するとともに、紙類等の資源回収を推進することによりリサイクル率を向上させます。また、平成30年度より焼却残渣の一部をリサイクルすることによりリサイクル率の向上が見込まれます。

なお、表の集団回収以外の項目は全て中間処理後、資源化されるものです。

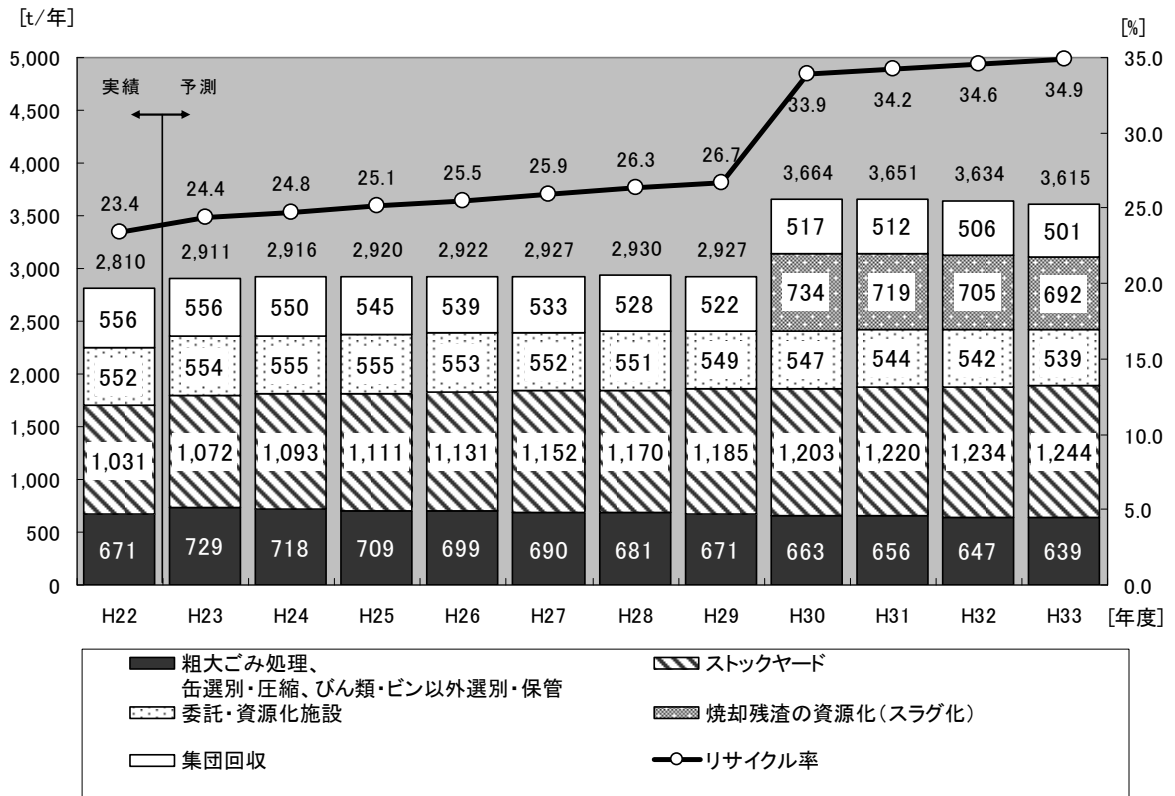


図 2-2-3 資源化量の見通し

## 2-3 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画における取組の体系を図2-3-1に示します。



基本理念

「環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成」

ごみ処理の課題

課題1

ごみの排出抑制を推進する

課題2

ごみの資源化を推進する

課題3

事業系ごみ対策を推進する

課題4

収集・運搬を効率的・効果的に行う

課題5

安全で安定した広域処理を行う

課題6

処分量の削減を推進する

ごみ処理の基本方針

方針1

“もの”の発生及び排出抑制の推進

方針2

循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

方針3

適正処理の確保

方針4

環境学習・啓発活動の推進

方針5

環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

目標達成に向けた取組

取組項目	番号	取組の内容
発生抑制・資源化計画	取組 1	教育、啓発活動の充実
	取組 2	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	取組 3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
	取組 4	リユース食器の利用・普及
	取組 5	再生利用品の需要拡大事業
	取組 6	バイオマスの資源化と有効活用
	取組 7	廃食油の資源化
	取組 8	共同住宅管理者などへの指導
	取組 9	有料化制度の効果分析
	取組 10	各種助成
市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
	取組 2	生ごみの堆肥化
	取組 3	レジ袋対策・マイバッグ運動
	取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
	取組 2	過剰包装の自粛
	取組 3	流通包装廃棄物の抑制
	取組 4	使い捨て容器の使用抑制
	取組 5	製品の長寿命化
	取組 6	店頭回収等の実施
	取組 7	事業者間の協力
	取組 8	事業者の生ごみ資源化
収集・運搬計画	取組 1	分別の徹底
	取組 2	収集・運搬主体の原則
	取組 1	新たな分別区分の検討
	取組 2	収集形態の継続
	取組 3	収集回数検討
	取組 4	市民サービスの充実
	取組 5	収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進
	取組 6	ごみ集積所の管理徹底
事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
	取組 2	許可業者による収集と直接搬入
中間処理計画	取組 1	適正処理の推進
	取組 2	適切な焼却処理の継続
	取組 3	適切な破砕・資源化処理の継続と新施設整備
	取組 1	新ごみ処理施設整備
	取組 2	熱エネルギーの有効利用
	取組 1	民間活用への推進
資源化の推進	取組 2	資源化の拡充
	取組 1	最終処分対策
最終処分	取組 1	最終処分量の削減を目指したシステム構築
	取組 2	既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理
	取組 3	最終処分場の確保
その他の事項	取組 1	処理体制の維持
	取組 2	ガシキ対策
	取組 3	県・近隣市町等との協力
	取組 4	仮置場の確保
	取組 1	市民との協働
	取組 2	環境美化の推進
	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
	取組 2	医療系廃棄物への対応強化
取組 1	不法投棄対策の推進	

達成目標

減量化の目標

指標：

排出量 (g/人・日)

平成33年度までに

900g/人・日以下

(約4%減)

資源化の目標

指標：リサイクル率

平成33年度までに35%

以上

最終処分量の減量目標

指標：最終処分量

(t/年)

平成33年度までに

417 t 以下

(約69%減)

図 2-3-1 取組の体系

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 3-1 課題の整理

#### 課題1 生活排水の処理率の向上

本市の生活排水処理率はおよそ58%程度であり、依然として生活排水未処理人口及び非水洗化人口が多く残っています。これら、生活排水が未処理となっている世帯に対し、下水道等への接続を誘導するとともに、それぞれの処理区域外では、合併処理浄化槽設置を働きかけていく必要があります。

また、既存の施設や計画を踏まえ、生活排水処理技術の進歩、社会情勢の変化、その地域における人口動態や処理施設の拡張等の必要性など将来を見通し、地域における排水処理対策の重要性、地域住民の要望等をもとに、処理に必要な経費とその負担のあり方、整備の開始から効果が現れるまでの期間等を考慮し、必要に応じて既存計画の見直しを含めた検討が求められています。

#### 課題2 新たなし尿処理施設の整備の検討

し尿・浄化槽汚泥の処理については、現在、清掃センターし尿処理施設、土肥衛生プラントの2つのし尿処理施設により処理を行っていますが、それぞれ稼働から46年、48年が経過し、老朽化が心配されることや、現在の処理量が施設の最大処理能力と乖離し、効率的な運転が難しくなることが心配されるため、施設の統合を含め新たな施設の整備について検討していく必要があります。

#### 課題3 生活排水処理の重要性を啓発するための広報・啓発活動

市民に対し生活排水処理の重要性を啓発するために、広報、パンフレットなどによりPRするとともに、合併浄化槽への転換時の助成の周知や、誘導策など、市民による生活排水処理対策活動への参加推進の方策を講じる必要があります。

また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要があります。

## 3-2 生活排水処理の基本方針

### 3-2-1 基本理念

本市の良好な生活環境、特に水環境を守るためには、狩野川流域や駿河湾の環境保全が欠かせません。生活排水の現況を振り返ってみると、未処理の排水が公共用水域に流れ、汚濁負荷を大きくしていることが心配されます。これらを低減することで、健全な水環境を維持することは、本市および市民にとっても欠かせないものです。

#### <<基本理念>>

公共用水域の汚濁負荷を低減し、安全で清潔な水環境の保全

### 3-2-2 基本方針

#### 基本方針

#### 1. 生活排水の負荷の低減

対応する課題：  課題1  課題3

生活排水は、一定量を超えて処理をせずに河川などへ放流すると、河川そのものが持つ浄化能力には限界があるので、河川の汚濁が進むこととなります。狩野川の上流地域がAAタイプでありながら、下流域ではAタイプなのは汚濁分が過負荷であることを示しています。生活排水が発生することは市民生活を行う上で避けては通れませんが、排水中の汚濁負荷を減らすため、使用する洗剤の低減や、廃食用油の適正な廃棄などについて、市民の皆様に啓発するとともに、水質浄化についての正しい理解を広報することが必要です。

#### 2. 生活排水処理の推進

対応する課題：  課題1  課題3

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり下水道や農業集落排水処理施設による処理対象者の増加を誘導します。それ以外の区域においては、合併処理浄化槽による処理を誘導することにします。特に、合併処理浄化槽の設置については、継続的に補助を行い、未処理地域の解消を積極的に誘導していくこととします。

また、地域の実情に応じた効率的な施設整備を計画するために多様な観点から経済的かつ適正な施設の整備を進めていきます。

#### 3. 新たな施設整備

対応する課題：  課題2

し尿・浄化槽汚泥の処理については、効率的で経済的な処理が可能になるよう、汚泥再生処理センターの整備を進めます。

### 3-2-3 基本方針達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCA<sup>※1</sup>を徹底していくことが重要です。

#### 市民・事業者・行政の役割

##### 市民の役割

- 市民は、生活雑排水は台所・風呂・洗濯場等が発生源であり、排出者であることを認識し、水質保全の中心的役割として生活雑排水の削減に取り組みます。
- し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう下水道、農業集落排水施設あるいは合併処理浄化槽を活用します。

##### 事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備し、処理します。
- また、生活排水については下水道、農業集落排水施設への接続または合併処理浄化槽の設置により処理します。

##### 行政の役割

- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽設置等の整備を普及・促進します。
- 収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥は、清掃センターし尿処理施設及び土肥衛生プラントのし尿処理施設で適正に処理・処分・資源化を行ないます。また、安全・安定した処理を継続するために、新たに汚泥再生処理センターの整備を進めます。
- 市民・事業者に向けて、水環境や生活排水処理の重要性についての情報提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

※1 PDCA : Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4つのステップを繰り返すことによって、事業を継続的に改善する手法。

### 3-2-4 達成目標の設定

本市における生活排水対策の現状を考慮しつつ、国、県の達成目標を踏まえ、生活排水対策における取り組みを強化し水質浄化に寄与することが重要です。

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。また、将来目標を次のとおりとします。

#### 生活排水処理の目標値

生活排水処理率を平成33年度までに72%以上とすることを目標とします。

#### 将来目標

##### 1. 発生抑制・資源化に関する目標

下水道等の整備、水洗化率の向上に努め、生活雑排水流出による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置整備を推進し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促していくことを目標とします。また、し尿処理工程から排出された汚泥などは、資源として有効利用することを目標とします。

##### 2. 収集運搬に関する目標

計画収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集を行うことはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行うことを目標とします。

##### 3. 中間処理に関する目標

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。また、集落排水処理施設3地区の汚泥も併せて受け入れ処理します。なお、将来、汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集比率が変化した場合にも、質的量的変化に対応できる運転条件を検討していくこととします。

##### 4. 最終処分に関する目標

最終処分については、適正に処理することを目標とします。

##### 5. 資源化に関する目標

資源化については、水処理後に発生する汚泥を資源化し有効利用することを目標とします。

処理形態別人口の見通しを図3-2-1に示します。

下水道人口は、平成22年度の実績値13,577人に対し、平成33年度には14,782人となる見込みです。

農業集落排水処理施設人口は、平成22年度の実績値2,593人に対し、平成33年度には2,513人となる見込みです。

合併処理浄化槽人口は、平成22年度の実績値4,109人に対し、平成33年度には5,547人となる見込みです。

生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口＋し尿汲み取り人口）は、平成22年度の実績値14,741人に対し、平成33年度には8,724人となる見込みです。

生活排水処理率は、平成33年度までに約72%以上となる見込みです。

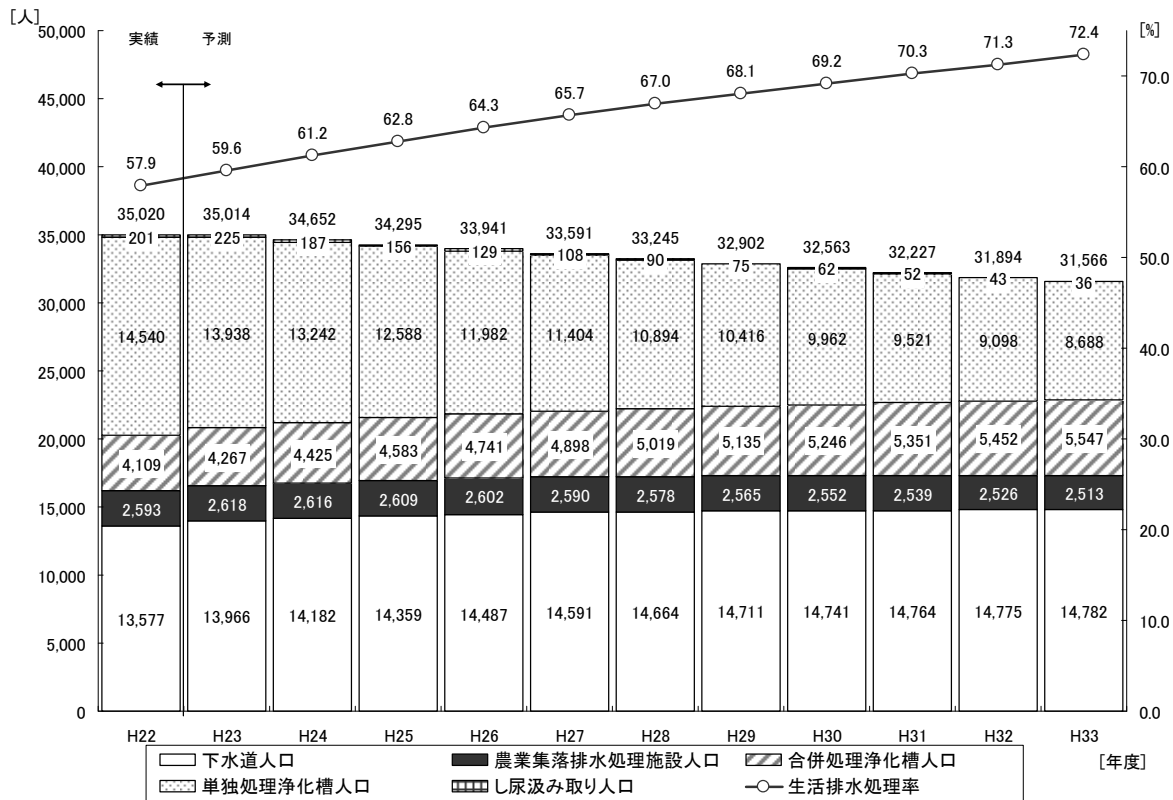


図 3-2-1 処理形態別人口の見通し

### 3-3 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画における取り組みの体系を図3-3-1に示します。



図3-3-1 取組の体系

---

## 一般廃棄物処理基本計画（第2次）・概要版

---

平成24年3月

---

編集・発行 伊豆市 市民環境部 環境衛生課  
〒410-2413  
静岡県伊豆市小立野 38-2  
TEL:0558-72-9857

編集協力 株式会社日本環境工学設計事務所  
〒101-0051  
東京都千代田区神田神保町 2-7-3  
TEL:03-3265-0551  
FAX:03-3265-0550